

事 務 連 絡

平成 23 年 9 月 29 日

各 保 険 薬 局 御 中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 海 沼 茂

東日本大震災に係る調剤報酬明細書の請求について【お願い】

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 7 月調剤分より窓口での取り扱いが変更になりました。つきましては、下記の点に御留意のうえ調剤報酬明細書の請求をお願いいたします。

記

1 平成 23 年 7 月 1 日より保険診療等を受ける際には、保険証の提示が必要となりました。

処方箋の記載が保険者番号不明・記号番号不明であった場合、処方箋発行医療機関への確認又は患者様から保険証の確認をお願いいたします。（保険者番号不明・記号番号不明のレセプトはなくなります。）

2 災害対象分レセプトの電子請求への移行をお願いいたします。

現在、一部負担金等の免除による災害対象分を紙レセプトで請求されている場合は、下記の【電子レセプト請求における記録方法】を参考に、電子請求していただきますようお願いいたします。

【電子レセプト請求における記録方法】

- ① レセプト共通レコード：レセプト特記事項…「96」記録
- ② 摘要欄レコード：先頭に「災 1」のコメント記録
- ③ 保険者レコード：減免区分…免除「2」を記録（免除証明書を確認願います。平成 23 年 7 月調剤分から東日本大震災に係る「3：支払猶予」はありません。）

※ 上記①・②・③のいずれかが不備のときは、返戻になる場合があります。

※ 紙レセプトによる請求・平成 23 年 7 月調剤以前のレセプトの請求については「平成 23 年 6 月 28 日付事務連絡」又は「岩手県国保連合会のホームページ」にて御確認願います。

担当：審査第 1 課 調剤係 鈴木
TEL：019-623-0953